

# 工場立地法検討小委員会開催に至った背景

## ・構造改革特区における提案

### (1) 構造改革特区

平成13年6月に構造改革の基本戦略である「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)」を策定し、これを起点として広範な構造改革を進めてきたところであるが、この流れをさらに進展させるべく、地域の自発性によって進展の遅い分野の規制改革を進めるために「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)」において構造改革特区の導入が決定されたところである。現在まで、いわゆる構造改革特区に関する提案が、三次にわたって受け付けられているところである。

地方公共団体や民間の「知恵と工夫の競争による活性化」等を目的とし、地方公共団体や民間事業者等がそれぞれの地域の実態に合わせて規制改革を通じた構造改革を立案し、自立した地方が互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出していける制度である。

本提案において、工場立地法に関しても、のべ約80件程の提案が提出されたところである。経済産業省としては、これらの提案に対して、特別区域内のみならず全国において対応することとしている。

具体的な提案内容は、主に以下のように分類される。

### (2) 緑地面積率の緩和、定義の拡大

緑地については、単純に緑地面積を減じることなく緑地の効果的な配置、工場敷地の有効利用等の実現を図ることを目的として、面積率の緩和、定義の拡大等が提案されている。

#### 具体的な提案内容

- ・配管下の緑化、屋上・壁面緑化、生垣による垂直面積の緑地への算入、下が駐車場の藤棚などを緑地面積へ参入する。
- ・一つの団地の範囲を拡大し、工場敷地の近くにあり、管理された状態であれば緑地面積に算入する。
- ・工場集合地特例における共通緑地について、その認定のための要件として周辺生活環境との調和の観点から、周辺地域との遮断性を有することが求められているところ、貨物線の廃線敷や川沿いのプロムナードなどについて、景観に配慮した緑地を導入した場合にも共通緑地として認める。

### (3) 環境施設面積率の緩和、定義の拡大

環境施設については、単純に環境施設面積を減じることなく環境施設の定義を拡大し、京浜臨海

部における産業集積促進、産業観光振興を図るためのインフラ整備を促進することなどが提案されている。

#### **具体的な提案内容**

- ・ 雨水貯留浸透施設や同能力を有する駐車場の環境施設面積への算入
- ・ 太陽光発電、風力発電施設の環境施設面積への算入

### **(4) 生産施設面積率の緩和、業種区分の見直し**

生産施設面積比率の緩和については、現行の規制値を全業種を対象として緩和することにより、既存工場のリニューアル及びリビルドの支援、未利用地への企業誘致を促進し、臨海部における産業再生を図ることなどが提案されている。業種区分毎の率について、見直しの要望が提出されている。

## **平成9年「工場立地法の一部を改正する法律」の附帯決議**

### **(1) 衆議院商工委員会における附帯決議（平成9年11月18日）**

- ・ 地方への権限の委譲に当たっては、地方の自主性を極力尊重するとともに、地域準則の基準等の適時適切な見直しを行い、地方分権の趣旨と整合性のとれた措置が講じられるように努めること。

### **(2) 参議院商工委員会における附帯決議（平成9年12月4日）**

- ・ 地域準則の導入に当たり国が定める区分ごとの基準については、地方分権の推進を図る観点から、地方の自主性を十分に尊重し、適時適切な見直しを行うこと。
- ・ 工場集合地の特例の適用に当たっては、事業者の緑地等の整備に向けた主体的な取り組みが促進されるよう、規制の趣旨を周知すること。